

(予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護)  
北医療生活協同組合  
北医療生協東部訪問看護ステーション  
重要事項説明書

当施設のサービスをご利用頂くにあたり、事業所の概要等につき次のとおりご説明いたします。

### 1. 事業者及び事業所の概要

事業者名	北医療生活協同組合
所在地	名古屋市北区上飯田北町1丁目20番地の2
代表者名	代表理事 理事長 森 英一
電話番号	(052) 914-4554
事業所名	北医療生協東部訪問看護ステーション
所在地	名古屋市名東区香南2丁目1302番地 高木ビル2-C号室
管理者	松下 美幸
事業所連絡先	電話 (052) 726-9220 FAX (052) 726-9221
事業者指定番号	愛知県 2361590231号
営業地域	名東区、守山区、千種区
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9時～17時30分
休業日	日曜日 祝日 8月15日 年末年始(12月30日～1月3日)

### 2. 事業の目的

訪問看護利用者を対象に、利用者の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養を維持、継続する事及び、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### 3. 運営方針

事業所の看護職員等が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者、及び医師から指示のある訪問看護が必要な利用者に対し、適正な訪問看護を提供します。利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。又、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 基本方針

(1)「地域とともに よりよく生きる より添う看護」

北医療生協の看護理念のもとに看護を提供します

- (2) 利用者、家族の価値観を大切にし、個別ケアを重視します
- (3) 病院、関係職種と連携し、在宅療養を支えます
- (4) 安全、安心を柱に学習を深め、看護の質の向上に努めます
- (5) 社会保障の充実をめざし、生活といのちを守る取り組みをすすめます

## 5. 職員体制及び勤務形態（介護予防・指定訪問看護と兼務）

職員 管理者 看護師 1 名 常勤  
従業員 看護職員 常勤換算 2.5 名以上  
理学療法士等 1 名以上

## 6. 訪問看護の内容

主治医の指示書（介護保険利用の場合は主治医の指示書に加え、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画）に基づき、訪問看護計画を作成し、以下のサービスを提供します。

- (1) 療養上のお世話（身体清拭、洗髪、入浴介助、更衣等）
- (2) 病状変化などを早期に発見するための病状観察、把握
- (3) 医師の指示による医療処置
- (4) 特別な管理（カテーテル、チューブ、人工呼吸器、在宅酸素使用等）など厚生大臣が定める状態の方の計画的管理
- (5) 24 時間緊急連絡体制、緊急時訪問看護
- (6) 機能訓練、リハビリテーション
- (7) 家族支援 など

## 7. 訪問看護利用の申し込み

- (1) 訪問看護のご利用には、主治医の指示書が必要です。まず、主治医に訪問看護利用の希望をお伝えください。主治医から指示書をいただきましたら、訪問看護師から訪問日などについてご連絡をします。
- (2) 介護支援専門員にケアプラン作成を依頼している場合は、訪問看護の利用を希望してください。そして『北医療生協東部訪問看護ステーションからの訪問看護』とお伝えください。
- (3) 直接申し込みいただく場合は、介護支援専門員のご紹介やその他必要な調整を行います。
- (4) 医療保険を利用しての訪問看護もあります。お申込みは主治医又は当訪問看護ステーションにご相談ください。

## 8. サービス提供の記録

- (1) 訪問看護サービス提供の記録は契約終了後 5 年間保管します。
- (2) 訪問看護のサービス提供記録は、電子的記録を用い、実施したサービス内容の概要を利用者に提供します。
- (3) 利用者ご希望により、サービス実施記録の閲覧・複写物の交付を受けることができます。これは、開示に関する規定に基づき行います。複写物の交付にかかるコピー代を実費請求する場合があります。

ります。

## 9. サービスの利用料金

### (1) 利用料金

- ① 介護保険給付サービスを利用する場合は、厚生労働省の規定料金の各利用者負担割合に応じた利用料金になります。但し、区分支給限度基準額の単位を超えたサービスの利用は全額自己負担になります。介護保険給付サービスの範囲は、厚生労働省省令や課長通達などで常時変更があることをご留意ください。
- ② 医療保険による訪問看護は、該当する保険の負担割合に応じた利用料となります。
- ③ 訪問看護の時間は、原則ケアプランに設定された時間となります。ただし、訪問時間の延長が必要な場合には、利用者又は家族等と介護支援専門員の同意を得るものとします。
- ④ 保険証や医療受給証などを確認いたします。内容に変更が生じた場合はお知らせください。

### (2) 利用料金の請求

- ① 利用料金は、介護支援専門員が作成するサービス利用票でのサービス時間と内容が請求の基本となります。
- ② 利用当日 9:00 までに連絡なく、無断キャンセルされた場合は、1 回 1,000 円のキャンセル料金を請求致します。
- ③ 臨時のサービス利用時間の短縮や延長は、可能な場合には対応します。困難である場合もありますのでご了承下さい。保険外請求の場合は規定料金の 10 割となる可能性があります。

### (3) 利用料金の支払い等

- ① 利用料金は、月末締めとし、毎月中旬までに前月分請求書をお渡しします。
- ② 利用料金の支払い方法
  - ・銀行口座振替又は郵便局口座自動払込でのお支払いとなります。
  - ・毎月 27 日に口座引落があります。毎月 26 日までに利用者の指定銀行口座等に請求金額をご入金ください。領収書は翌月請求書に合わせては発行いたします。
  - ・現金支払いの場合は請求書受領後 10 日以内にお支払いください。領収書は、訪問に合わせて発行いたします。

## 10. 注意事項

- (1) サービス変更のご希望は担当の介護支援専門員又は当事業所へご連絡下さい。
- (2) 貴重品の取り扱いについて  
利用者の財布・キャッシュカード等の貴重品を訪問看護師等がお預かりすることはありません。玄関等の鍵を開錠することが困難である場合であっても、鍵をお預かりすることは致しません。その場合、キーボックスの設置をお願いすることがあります。
- (3) サービス提供のために使用する水道、ガス、電気料金は利用者のご負担になります。
- (4) 不在になる場合は前もってのご連絡をお願いします。入院等の際には必ずご連絡をお願いします。
- (5) 交通事情や、緊急訪問により、訪問時間が多少前後することがありますのでご了承下さい。
- (6) 利用者様の体調等や訪問看護師の急なお休み等で、訪問当日の訪問時間の変更をお願いする事がありますのでご了承ください。

- (7) 事業所の看護師等が同行研修をする場合があります。
- (8) 緊急時の対応やご利用様を複数の看護師で支援をする観点から、訪問看護師のご指名や固定のご希望には原則お応えできません。
- (9) お茶・お菓子などのお心遣い、贈り物をご遠慮下さい。
- (10) 訪問看護師等がペットから危害を加えられることないようにご配慮ください。
- (11) 宗教活動および政治活動はお控えください

### 1 1. 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- (2) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (3) 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業所等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませ

### 1 2. 緊急時の対応

事業所は、訪問看護の実施に際して利用者の怪我や体調の急変があった等、緊急の事態が発生した場合には、事前の打ち合わせに基づき、家族や主治医等に連絡その他適切な措置を迅速に行います。緊急時の対応にあたり自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

### 1 3. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当のケアマネジャー及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1 4. 損害賠償

- (1) 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
- (2) 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに行います。
- (3) 事業所は、事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下①から④に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
  - ① 利用者またはその家族等が、契約締結時に病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

- ② 利用者またはその家族等が、サービスの提供にともなって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業所従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

## 1 5. 非常災害時等の対応

- (1) 非常災害対策に関しては、具体的な計画を作成し、責任者を定めておくとともに、非常災害に備えて定期的に訓練を行います。
- (2) 暴風警報、地震警戒警報発令時、積雪時等にはサービスが提供できない場合がありますのでご了承ください。その際には、ご連絡させていただきます。
- (3) 利用者又は家族に発熱等の症状が見られる場合は、事業所へご連絡をお願い致します。新型コロナウイルス感染症等の罹患予防のため訪問看護サービスの提供時間を変更させていただく場合がございます。ご了承ください。

## 1 6. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口 電話番号 052-726-9220

受付時間 月曜日から土曜日 9時から17時

担当者名 松下 美幸

### (2) その他苦情申立の窓口

法人相談窓口 本部 電話番号 052-914-4554

苦情相談サービス	名東区役所福祉課介護保険担当	電話 052-778-3097
	守山区役所保健福祉センター福祉部福祉課高齢福祉担当	電話 052-796-4603
	千種区役所福祉課介護保険担当	電話 052-753-1828
	名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指導担当	電話 052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課内苦情相談室	電話 052-971-4165

## 1 7. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：介護事業部 事務長 吉田 美加

虐待防止に関する窓口：管理者 松下 美幸

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定
- (5) 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

## 18. 身体拘束の制限について

サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し、同意を得て、その対応及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

## 19. 感染症等の予防及びまん延の防止のための措置

感染症等の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組みます。感染予防の観点等から、ご利用者様又はご家族様の同意がある場合、サービス担当者議等出席時、テレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行います。その際、個人情報の適切な取扱いには十分に留意いたします。

## 20. 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

## 21. 契約の終了

- (1) 利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間において通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業所が正当な理由なくサービス提供しない場合

- ② 事業所が守秘義務に反した場合
- ③ 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業所が破産した場合

(4) 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者が、催促にもかかわらずサービス利用料金を3ヶ月以上滞納しその支払いの督促をした日から10日以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族等が、事業所やサービス従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定等区分が非該当（自立）と認定され、かつ、介護予防の対象者にも該当しなくなった場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(6) 利用者又はその家族等が、正当な理由なく利用料の支払いの遅延をした場合や、セクハラ、パワハラ、その他誠意のない不信行為を事業所の従事者等に行った場合、契約を解除する場合があります。

ハラスメントに該当する行為は次のとおりです。

- ① 大声で威圧的な態度をとる。
- ② 利用者や職員に性的な話題や質問等を強要したり、合理的な理由もなく身体に触れる。
- ③ 事業所や職員に対し契約書によるサービス提供の範囲を超えた不当な要求をする。
- ④ その他、社会通念上ハラスメントと疑われる行為

## 2.2. 情報公開について

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容の記録は、5年間保管します。ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてその内容を公開します。

## 2.3. サービスの質の向上

愛知県の実施する「介護情報公表システム」に参加し、事業所運営やサービス提供方法サービス内容等の質的向上に努めています。利用者からの苦情、事故などには誠実に対応し、再発防止に努めます。

## 2.4. 信義誠実の原則

訪問看護サービスは、利用者と訪問看護師等がチームを組んで快適な暮らしを支える業務です。お互いが気持ち良く協力できるように誠意をもって対応します。





## 医療保険

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合（1～3割）により変わります。

料金表に記載の金額は全て10割負担の金額です。

福祉給付金資格者証、特定疾患医療給付受給者証、障害医療費受給者証などお持ちの方は減免となる場合があります。

### \*介護保険から医療保険への適応保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります

1、厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋萎縮性側索硬化症  
 ⑤脊髄小脳変性症 ⑥ハンチントン病 ⑦進行性筋ジストロフィー  
 ⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度の者に限る））  
 ⑨多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳変性症及びシャイドレガー症候群） ⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎 ⑫後天性免疫不全症候群  
 ⑬頸髄損傷 ⑭人工呼吸器を使用している状態

2、病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3、主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合。

基本利用料	
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日1回につき） 週3日まで 週4日目以降 看護師の場合 理学療法士等の場合 緩和・褥瘡ケア・ stomas の専門看護師（同一日に共同の訪問看護）	1回 5,550 円 1回 6,550 円 1回 5,550 円 1回 12,850 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者1日につき） 週3日まで 週4日目以降 看護師の場合 理学療法士等の場合（1）同一日に2人 （2）同一日に3人以上 緩和・褥瘡ケア・ stomas の専門看護師（同一日に共同の訪問看護）	1回 4,300 円 1回 5,300 円 1回 5,550 円 1回 2,780 円 1回 12,850 円
訪問看護基本療養費Ⅲ（入院中の外泊時の訪問看護）	1回 8,500 円
訪問看護管理療養費 1、月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 ニ イ～ハまで以外の場合	13,230 円 10,030 円 8,700 円 7,670 円

2、2日目以降の訪問の場合	
訪問看護管理療養費1 施設基準届け出が（I）の場合	1日 3,000円
訪問看護管理療養費2 施設基準届け出が（II）の場合	1日 2,500円

算定要件を満たした場合に限り加算される利用料項目	
24時間対応体制加算	月額
イ 24時間対応体制における看護業務負担の軽減の取り組みを行っている場合	6,800円
ロ イ以外の場合	6,520円
緊急訪問看護加算	1日
イ 月14日目まで	2,650円
ロ 月15日目以降	2,000円
特別管理指導加算	月額
I、気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方	5,000円
II、在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方	2,500円
夜間・早朝訪問看護加算 (18時～22時、5時～8時)	1回 2,100円
深夜訪問看護加算 (22時～5時)	1回 4,200円
長時間訪問看護加算 人工呼吸器を使用している状態にある方、特別訪問看護指示期間である方、特別管理加算の算定対象者の方で1時間半以上の訪問看護を提供した時	1回 5,200円
難病等複数回訪問看護加算 (1日2回の場合)	1回 4,500円
(1日3回の場合)	1回 8,000円
複数名訪問看護加算(看護師等) (週1回まで)	1回 4,500円
退院時共同指導加算(退院、退所につき1回限り)	1回 8,000円
特別管理指導加算	1回 2,000円
退院支援指導加算 (退院日の1時間半以内の訪問)	1回 6,000円
(退院日の1時間半以上の訪問)	1回 8,400円
在宅患者連携指導加算	1回 3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回 2,000円
訪問看護情報提供療養費(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者)	
I：市町村	1回 1,500円
II：義務教育諸学校	1回 1,500円
III：保健医療機関入院時	1回 1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	月額 50円
専門管理加算	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡月 25,000円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	780円/月

保険外料金	
長時間利用料金（長時間加算対象外で 120 分を超える場合）	1 回 2,000 円
休日利用料金	1 回 3,000 円

※死後の処置は行っておりません

介護・医療共通 その他の利用料金	
医療材料費	実費相当額
営業地域外の交通費 事業所から直線距離で 3 k m 未満 以後、1 k m 超えるごとに	無料 200 円追加
キャンセル料（利用期日の申し出、無断キャンセル）	1,000 円

訪問看護サービスの提供を開始するにあたり、利用者又はその家族等に対して重要な事項を説明しました。

年 月 日

契約者（事業者名）北医療生活協同組合

（所在地）名古屋市北区上飯田北町1丁目20番地の2

（代表者名）代表理事 理事長 森 英一

（事業所名）北医療生協東部訪問看護ステーション

（事業所所在地）名古屋市名東区香南二丁目1302番地高木ビル2-C号室

（事業所責任者）松下 美幸

（説明者） \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護サービスについての利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者	（氏名）
署名代行者	（氏名）
家族代表者又は身元引受人	（氏名）（ご 関 係） （ ）